

介護保険サービス事業者 管理者 様

福 山 市 長  
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の認定調査における対応について（その 4）

平素より本市保健福祉行政の推進には格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止につきましても、長期に亘り大変なご理解とご協力をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、本市では、感染拡大防止を図る観点から認定調査における対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の認定調査における対応について（その 3）」（2020 年（令和 2 年）12 月 11 日付け福介護第 123 号の 3）において、通知をしているところであります。

この間、県下一斉に感染拡大防止に取り組む中、本市においても新規感染者発生は減少傾向にあるものの、依然として終息時期は見通せない状況が続いております。

このような状況下で別添のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いは終了することとしておりますが、認定調査における対応については、継続して感染拡大防止に努めるため、引き続き、次のとおり取扱っておりますことを、周知させていただきます。

担当ケアマネージャー様におかれましては、被保険者様やそのご家族にも周知していただきますようお願いいたします。

1 調査場所が医療機関である場合

(1) 医療機関が家族等の面会を禁止されている場合

医療機関において手洗い、咳エチケットの徹底や、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近での会話や発生をする密接場所」、いわゆる「3つの密」を避ける配慮（個室等）などの感染予防措置が講じられており、当該医療機関の管理者が訪問調査員の施設内への立ち入りを可能と判断される場合は、認定調査を実施いたします。

(2) 面会禁止でない場合

調査は実施いたしますが、ご家族やケアマネ等の同席は控えていただくようお願いいたします。これらの方に対しては電話での聞き取りをさせていただきます。

※ 申請者が、入院中の場合の申請時期は、医療機関と連携をとって、ご検討いただきますようお願いいたします。

2 調査場所が施設である場合

施設内にウイルスを持ち込まない観点から、認定調査の資格のあるケアマネが在籍されている施設におかれましては、当該職員による調査対応をお願いいたします。（この場合に市から別途、調査依頼させていただきます。）

調査ができる職員が在籍していない場合などに限り、市が調査を実施します。その場合、1「調査場所が医療機関である場合」の取扱いに準じて対応させていただきます。

3 調査場所が在宅である場合

同席はご家族1名までとさせていただきますこととし、補足等は電話にて聞き取りさせていただきます。（不都合があるようでしたらご相談ください。）

感染拡大防止の観点から、遠方（市外など）からのご家族の同席はご遠慮ください。

なお、調査場所につきましては、手洗い、咳エチケットを徹底するとともに、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近での会話や発生をする密接場所」、いわゆる「3つの密」を避ける配慮をお願いいたします。

調査員も、マスク着用、手指消毒を徹底し、感染防止に努めていきます。

※この通知は、参考のため、申請代行を行わない事業者にも送付しています。  
この取扱いを終了する際は、別途通知させていただきます。

【問い合わせ先】

福山市長寿社会応援部介護保険課 認定調査担当  
TEL (084)928-1181